# 処　　分　　基　　準

令和４年３月１５日作成

| | |
|---|---|
| 法　　令　　名 | 銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根　拠　条　項 | 第４条の４第３項 |
| 処 分 の 概 要 | 許可クロスボウに係る表示措置命令 |
| 原権者（委任先） | 福井県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め | 銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号（許可）、第４条の４第３項<br>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１８条の２（表示措置命令） |
| 処　分　基　準 | 所持許可に係るクロスボウに製造番号等固有の番号が刻印されていない場合、製造番号等固有の番号が刻印されているものの容易に消失するおそれがある場合等は、クロスボウ番号標の貼付けによる表示措置を命ずる。 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係<br>電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０） |
| 備　　考 | |